
不動産ファイナンス協議会 定款

第1章	総則	4
第1条	(名称).....	4
第2条	(事務所).....	4
第3条	(目的).....	4
第4条	(活動).....	4
第2章	会員	4
第5条	(一般).....	4
第6条	(会員クラス).....	4
第7条	(会員の権利及び義務).....	4
第8条	(会費).....	5
第9条	(入会申請及び承認).....	5
第10条	(団体会員の代表者).....	5
第11条	(退会事由).....	5
第12条	(任意退会).....	5
第13条	(除名).....	5
第3章	会員総会	6
第14条	(会員総会).....	6
第15条	(年次会員総会).....	6
第16条	(議決).....	6
第17条	(議決権).....	6
第18条	(臨時会員総会).....	6
第19条	(総会特別決議事項).....	6
第20条	(議長).....	7
第4章	理事及び理事会	7
第21条	(員数及び資格要件).....	7
第22条	(定例理事会).....	7
第23条	(臨時理事会).....	7
第24条	(手続).....	7
第25条	(電話会議及び持ち回り決議).....	7
第26条	(決議事項).....	7
第27条	(理事の任期及び職務).....	7
第28条	(理事の欠員).....	8
第29条	(給与等).....	8

第5章	役員	8
第30条	(理事長及び事務局長).....	8
第31条	(監事).....	8
第32条	(役員資格).....	8
第33条	(理事長).....	8
第34条	(追加権限).....	9
第35条	(解任).....	9
第6章	その他小委員会	9
第36条	(委員会).....	9
第37条	(事務局).....	9
第7章	会計	9
第38条	(事業年度).....	9
第39条	(経費).....	9
第40条	(資産の管理).....	9
第41条	(活動報告及び収支決算).....	10
第8章	定款の変更及び解散	10
第42条	(定款の変更).....	10
第43条	(解散).....	10
第9章	補則	10
第44条	(実施細則).....	10

第1章 総則

第1条 (名称)

本協議会は、不動産ファイナンス協議会(英文名 Commercial Real Estate Finance Council 略称「CREFC」以下「本協議会」という。)と称する。

第2条 (事務所)

本協議会は、本部を東京都に置く。また、支部を理事会が随時決定する日本国内の場所に設置することができる。

第3条 (目的)

本協議会は、商業用不動産ファイナンスに関する調査・研究及び政策提言・啓発活動等を行うことにより、商業用不動産ファイナンスに関する市場の健全な発展を促し、もって我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

第4条 (活動)

本協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 商業用不動産ファイナンスに関する調査・研究
- (2) 商業用不動産ファイナンスに関する内外関係機関等との交流及び協力
- (3) 商業用不動産ファイナンスに関する普及・啓発
- (4) 商業用不動産ファイナンスに関する政策提言
- (5) 前各号に掲げるものの他、本協議会の目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

第5条 (一般)

本協議会会員となるのは、個人(以下「個人会員」という。)、組合、投資目的有限責任組合、法人、及びその他の団体(以下、組合以降記載の会員を総称して「団体会員」という。)とする。

第6条 (会員クラス)

本協議会会員は、以下の普通会員と準会員、学会会員(以下、両者を総称する場合は「会員」という。)とにクラス分類され、それぞれ次のとおりの性格を有する。

- (1) 普通会員 - 本協議会の目的に賛同して、本協議会の活動に参加する者
- (2) 準会員 - 本協議会の目的に賛同して、商業用不動産金融の投資に携わる者及びそれに準ずる者
- (3) 学会会員 - 商業用不動産ファイナンスに関する研究に従事する高等教育機関の教職員、又はこれに準じる者であり、本協議会の活動の目的に賛同して本協議会の活動を後援する個人

第7条 (会員の権利及び義務)

- 1 本協議会会員の権利及び義務は、本定款に別途規定されているものに加えて、本条に定めるとおりとする。
- 2 普通会員は、会員総会に参加し、会員の票決に付される事項について投票する権利(以下「議決権」という。)を有する。
準会員は、会員総会に参加することはできるが、会員の票決に付される事項について投票する権利を有しない。又、各種小委員会の内、教育小委員会・規制小委員会・標準化小委員会に傍聴する権利のみを有する。
学会会員は、会員総会に参加することはできるが、会員の票決に付される事項について投票する権利

を有しない。

- 3 普通会员又は学会会員の役員もしくは従業員は、本協議会において理事会における職、委員会議長としての業務、及び本協議会の各種委員会の委員を務める資格を有する。
- 4 会員は第8条に定めるところに従い、本協議会に対し会費を支払う義務を負う。
- 5 会員は、本条に定めるものの他、別途理事会により定められる権利を有し、義務を負う。

第8条 (会費)

- 1 会員は、本協議会の経費にあてるため、会費を負担しなければならない。
- 2 前項の会費の額、払込方法その他必要な事項は、理事会の決議でこれを定める。
- 3 いかなる場合も、会員は、本協議会に支払った会費又はその他の金員につき、払戻しを受ける権利を有さない。
- 4 会員は、本協議会に対する金銭債務の一部ないし全部の支払いを怠り、又は本協議会に対するその他の債務の不履行に陥っている場合当該不履行が解消されない限り、議決権その他の会員としての権利を行使できないものとする。

第9条 (入会申請及び承認)

- 1 本協議会の会員となるには、理事会が定める所定の手続に従って入会の申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 2 理事会は、理事会において別途定める規約に従い、各入会申請者の適格性に関して審査を行うものとし、理事会の決議により入会の承認ないし拒絶を決する。

第10条 (団体会員の代表者)

団体会員は、理事会の定めるところにより、団体会員において本協議会の目的に関連する業務を主管する部門に属する責任者の立場にある者を1名代表者(以下「団体会員代表者」という。)として、本協議会に届け出ることを要する。団体会員代表者が変更となった場合には、団体会員は速やかにその旨を本協議会に届け出なければならない。

第11条 (退会事由)

会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 会員が第12条に従い退会したとき
- (2) 団体会員たる法人が解散したとき
- (3) 会員が、破産手続、民事再生手続、会社更生手続、会社整理の各開始の裁判を受け、または、後見開始、保佐開始ないし補助開始の審判を受けたとき
- (4) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (5) 会員が第13条に従い除名されたとき

第12条 (任意退会)

- 1 会員は、理事会の定める退会届を理事長に提出し、任意に退会することが出来る。
- 2 会員は、退会したときに、会員としての権利を失うとともに義務を免れる。ただし、未納の会費を支払うべき義務は存続する。

第13条 (除名)

- 1 会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決により総会に対して除名案を提出し、総会の決議をもってこれを除名することが出来る。
 - (1) 会費を6ヶ月以上滞納した場合
 - (2) 会員としての義務に違反した場合

- (3) 本協議会の名誉を傷つけ、または本協議会の目的に反する行為をした場合
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、当該会員に対し、理事会及び総会において弁明の機会を与えなければならない。

第3章 会員総会

第14条 (会員総会)

会員総会は、年次会員総会と臨時会員総会の2種とする。

第15条 (年次会員総会)

- 1 年次会員総会は、毎年、事業年度終了後3ヶ月以内に開催されるものとし、その日時及び場所は理事会において定める。
- 2 本協議会は、普通会员及び学会員に対し、理事会により決定された年次会員総会の日時及び場所に関する書面による通知を、当該年次会員総会の日10日以上前6ヶ月前以内に発信するものとする。但し、少なくとも投票通知又は会員総会通知の発行日直前10日前までに会員名簿に登録されている普通会员のみが、総会招集通知を受領し、議決に参加する権利を有する。
- 3 年次会員総会において、理事長は、本協議会の活動に関する報告書及び年次役員選挙の結果を提出し、総会の承認を得るものとする。
- 4 普通会员は、総会に出席する他の普通会员又は議長に対し、会員総会における議決権行使を委任することができる。この場合、当該会員又は代理人はその代理権を称する書面を本協に差し出すことを要する。

第16条 (議決)

会員総会の議決は、法令に特段の定めがある場合を除き、総会に出席した普通会员の過半数によって決するものとし、可否同数の場合は議長が決する。

第17条 (議決権)

各普通会员は、会員の議決に付された全ての事項について一議決権を有する。

第18条 (臨時会員総会)

- 1 臨時会員総会は、理事長が必要と認めるとき、理事会構成員の過半数が必要と認めるとき、監事の全員から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき、または、普通会员の51%以上の者が会議の目的となる事項を示して請求したとき、理事長がこれを招集する。この招集通知の発信は、第15条第2項の手續に従いなされるものとする。臨時会員総会の議決事項は、かかる招集通知に記載された目的事項に限定される。
- 2 第15条ないし第17条の規定は、臨時会員総会にも適用される。

第19条 (総会特別決議事項)

会員総会は、本定款に別途定める他、以下の各号に定める事項につき、総会に出席した普通会员の3分の2以上の多数をもって決定する。

- (1) 他の団体との合併もしくは統合計画の承認
- (2) 全てのもしくは実質的に全ての本協議会の財産及び資産に係る売却、賃貸借、交換又は担保権設定の承認
- (3) 本協議会の任意解散もしくはかかる解散手續の撤回の承認

第20条 (議長)

理事長は、2人共同して又はいずれか一方が全ての会員総会の議長を務める。

第4章 理事及び理事会

第21条 (員数及び資格要件)

- 1 理事は、会員総会において、第16条の議決によって選任される。
- 2 理事会は、少なくとも4名以上の理事によって構成される。
- 3 理事は会員総会における第16条の議決によって解任することが出来る。

第22条 (定例理事会)

定例理事会は、各事業年度中において4回以上開催するものとし、その日時及び場所は、理事会により決定され、当該会合の招集通知に記載される。

第23条 (臨時理事会)

臨時理事会は、理事長又は理事会構成員の過半数により、各理事に対して少なくとも10日前までに書面ないし電子メールによる通知を行うことにより招集することができる。

第24条 (手続)

- 1 在任中の理事の過半数の出席をもって、全ての理事会における定足数とし、法令又は定款に別途定められる場合を除き、出席した理事の過半数の議決をもって、理事会の決議とする。
- 2 監事は、理事会に出席して意見を述べる事が出来る。
- 3 理事会の議長は、理事長が2人共同して又はいずれか一方が務めるものとする。

第25条 (電話会議及び持ち回り決議)

理事会は、会議電話又は会議の参加者全員が他の参加者の発言を聴き取ることのできる類似の通信装置を通じて、会議を開催することができる。かかる手段による参加は、会議への本人による出席とみなす。また、理事会は、会議を開催することなく、決議事項を記載した書面を各理事に配布することにより決議を集めることができる。当該書面の配布を受けた理事は理事会に出席したものとし、当該書面に必要事項を記入の上これを返送した理事は当該記載に従った議決権を行使したものとみなす。

第26条 (決議事項)

理事会はこの定款に別途定める事項の他、以下の事項を審議決定する。理事会の権限は、以下を含むが、それらに限定されないものとする。

- (1) 理事、理事長及び事務局長の業務執行の監督
- (2) 本協議会規約を作成、修正、変更、改正又は撤廃する権限(ただし、定款変更を要するものは除く)
- (3) 本協議会の入会申請の承認
- (4) 本協議会の任務又は戦略計画の改訂をする権限
- (5) 会員総会の承認を要する決議事項案の会員総会に対する提出
- (6) その他、本協議会の通常業務に関する事項

第27条 (理事の任期及び職務)

- 1 理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員のために選任された理事の任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 理事は、辞任又は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

- 4 理事は、理事会を構成し、理事会の決議事項を決定する。理事は、理事長より特に委任されない限り、本協議会を代理又は代表する権限を有しないが、理事会の決議及び理事長の指揮監督に従い、本協議会の業務を遂行する。

第28条 (理事の欠員)

理事の欠員は、定足数が出席している臨時会員総会全体の過半数票により、その満了していない任務残存期間について補充されるものとする。このように選任された本協議会の理事は、次回の本協議会年次会員総会まで、かつかかる者の後任者が選任され、就任するまでをその任期とする。理事の所属又は雇用関係の変更により理事会に欠員が生じた場合、退任しようとする理事が務めていた団体に所属し又はこれに雇用される者を任命し、かかる欠員を補充するようあらゆる努力が払われるものとする。

第29条 (給与等)

- 1 理事は、有給とすることが出来る。
- 2 理事には費用を弁償することが出来る。
- 3 前2項に関して必要な事項は、会員総会の議決を経て理事会においてこれを定める。

第5章 役員

第30条 (理事長及び事務局長)

- 1 本協議会の選任役員として、理事会の互選により、理事長2名及び事務局長1名を選出するものとする。
- 2 理事長の任期は、自己の前任者の任期残存期間を除き、2年間の任期を超えて務めてはならない。
- 3 事務局長の任期は2年間とする。

第31条 (監事)

- 1 本協議会には、1名以上の監事を置く。
- 2 監事は、会員総会によって選任される。
- 3 監事の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることが出来ない。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行い、そのために理事会に出席して意見を述べる事ができる。
 - (1) 理事、理事長及び事務局長の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本協議会の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本協議会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事、理事長及び事務局長の業務執行の状況又は本協議会の財産の状況について、理事に意見を述べる事。

第32条 (役員資格)

第30条1項及び第31条2項により選任ないし任命される者(以下「役員」という。)は、個人会員又は団体会員の役員もしくは従業員でなければならず、かつ、理事、会員、委員会議長、又は本協議会の業務に積極的に参加していたと理事会が判断するその他の個人でなければならない。

第33条 (理事長)

理事長は、会員総会及び理事会のいずれについても、2名共同で又はいずれか一方が各会合の議長を務める

ものとし、各会合の決議が実行されるよう配慮するものとする。理事長は、職務上当然に、全小委員会の構成員となる。理事長は、本定款が執行されるよう配慮し、かつ本定款により特定の役員が議長として指定されていない全ての委員会の議長任命について理事会に対し提言するものとする。理事長は、それぞれ本協議会の最高経営責任者であるものとし、かつ、それぞれ単独で本協議会を代表し、理事会の決議に従って、本協議会の日常業務を 全般的かつ積極的に管理し、これを治め、第三者との取引に係る契約書又は理事会が締結を承認したその他の証書(それらの署名及び締結が、理事会、本定款又は法令により他の本協議会の役員又は代理人に対して明示的に委任される場合を除く。)に署名し、また、全般的に、理事会が随時定めるその他の職務並びに権能及び権限を 遂行しかつ有するものとする。

第34条 (追加権限)

上記に特に記載される職務、業務及び権限に加えて、選任かつ任命された本協議会の役員のうち数名は、法令もしくは本定款が定めるか、又は理事会が随時決定するか、又は権限のある上席役員が当該役員について定めるその他職務及び業務並びに追加の権限を遂行し、行使するものとする。

第35条 (解任)

監事以外の役員はいずれも、本協議会の最善の利益が供されると理事会が判断した場合は、理事会全体(但し、解任予定の役員を除く。)の三分の二以上の賛成票をもってその職務を停止し又は解任することができる。本協議会内で任命又は選任された地位に就いているその他の個人は、本協議会の最善の利益が供されると理事会が判断した場合は随時、会合に出席している理事会の構成員の三分の二以上の賛成票をもって、その職務を停止し又は解任することができる。

第6章 その他小委員会

第36条 (委員会)

理事長は、その目的を問わず、望ましいとみなされる3名以上の者を指定し、小委員会を設置することができる。小委員会の組織、構成及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て別途定める。

第37条 (事務局)

- 1 本協議会に事務局を置き、理事会の定めるところに基づき、本協議会の経費で運営することができる。
- 2 事務局は、理事会の決議により定める業務を行うものとし、その業務内容を理事会に報告する。
- 3 事務局長は事務局の業務を統括し、執行する。

第7章 会計

第38条 (事業年度)

本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、同年3月31日に終了する。

第39条 (経費)

本協議会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもってこれにあてる。

第40条 (資産の管理)

本協議会の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議によってこれを定める。

第41条 (活動報告及び収支決算)

本協議会の活動報告書及び収支決算書は、理事長が事業年度終了後遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経て理事会の決議を得た後、通常総会に報告するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

第42条 (定款の変更)

この定款を改正するには、総会に出席した普通会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第43条 (解散)

本協議会の解散は、総会に出席した普通会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第9章 補則

第44条 (実施細則)

この定款の施行に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を得て別に定める。